

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

## 2

### 健康保険・厚生年金保険の加入漏れはありませんか

2015 February  
NO.439

- 年金と税金
- 国民年金はあなたの味方です
- 退職後の健康保険加入のご案内



「朝の青少年の森」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 健康保険・厚生年金保険の加入もれはありませんか



パート・派遣・外国人従業員の  
皆さまも健康保険・厚生年金保険の  
加入者となります。

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用され、報酬を受けている人は、国籍・年齢・給料の多少・年金受給の有無などに関係なく、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

ただし、適用事業所に使用されていても、**満七十歳**に達した人は厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。

また、健康保険は**満七十五歳**に達すると資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

## パートの従業員は

「二日または一週間の勤務時間」および「ヶ月の勤務日数」が、その事業所で同じような仕事をしている一般従業員のおおむね四分の三以上ある場合は、パート従業員も被保険者となります。

ただし、日々雇い入れられる人や季節的業務に使用される人は、被保険者となりません。

## 労働者派遣会社からの従業員は

派遣された先で就労しますが、派遣元が労働者派遣契



約に基づき労働者を派遣し、報酬を支払っていることから、雇用関係は派遣元と労働者との間に存在することになります。

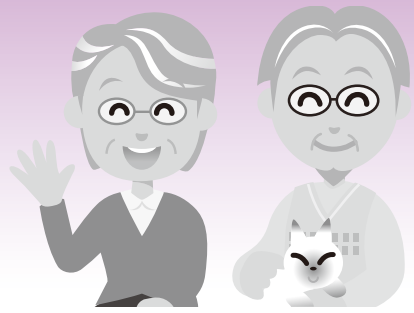
そのため、派遣労働者に被保険者資格があれば、加入手続きは派遣元の事業主が行うこととなります。

## 外国人の従業員は

適用事業所で適法に常時使用されている外国人も、国籍を問わず健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

# 年金税金



## 年金収入は雑所得

国民年金・厚生年金などの老齢および退職を支給事由とする年金は所得税法により雑所得となり、支払年金額が二五八万円以上六八十五歳未満の人は二〇八万円以上七の場合には所得税がかかります。

所得税には各種の控除があり該当する方は「扶養親族等申告書」を提出し控除を受けることとなります。各種控除は次のとおりです。

- ① 公的年金等控除および基礎控除相当
- ② 配偶者控除相当
- ③ 扶養控除
- ④ 障害者控除
- ⑤ 寡婦控除または寡夫控除

## 復興特別所得税

平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日まで間に生じる所得について、源泉所得税を徴収する際、併せて二・一％相当額の復興特別所得税が源泉徴収されます。

## 確定申告が必要な方は

公的年金等の収入金額が四〇〇万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が二〇万円以下の場合などは、確定申告書の提出が不要となりますが、次のような方は確定申告が必要となります。

- ① 扶養親族等申告書を提出しなかったり、提出した後に扶養親族等の人数に変更がある方
- ② 年金以外に収入（給与等）がある方
- ③ 他の公的年金の支払いを受けている方
- ④ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

## 確定申告の提出は

確定申告は二月十六日から三月十六日までの間に住所を所管する税務署等で行います。必要なものは次のとおりです。

- ① 源泉徴収票（日本年金機構から交付されたもの）
- ※前記以外の年金収入や給与

- 収入がある人は、それらの源泉徴収票も必要です。
- ② 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合は、その証明書や領収書
- ③ 確定申告の用紙（税務署におたずねください）
- ④ 印鑑
- ※詳しいことは税務署におたずねください。

## Q&A

### 源泉徴収票

**Q** 源泉徴収票はどのようなときに使うのですか？

**A** 源泉徴収票は、老齢の年金を受けている方に、昨年中に支払った年金の総額や年金から差し引いた所得税などをお知らせするものです。税金の確定申告や還付請求をするときには、この源泉徴収票を税務署に提出することになります。

**Q** 二月になっても源泉徴収票が届かないときは？

**A** 源泉徴収票を紛失した、又は確定申告で使った後、再び必要になったときは？

**A** 老齢の年金を受けている方には、今年一月十四日に日本年金機構から源泉徴収票をお送りしています。源泉徴収票が送付されない場合は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）

に電話をいただければ、源泉徴収票を再交付しご本人宛にお送りいたします。

お電話をいただいてから源泉徴収票を送付するまで、通常一週間程度かかります。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに來訪いただけますようお願いいたします。

ご本人が來訪される場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が來訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほか、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

その他に窓口交付を行う場合は、交付物の捺印を防止するため、顔写真により本人または代理人（受任者）と確認ができるものの提示をお願いします。

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行いません。

◆ 詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 納め方も選べて便利！

### ①金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納める方法です。

### ②電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングで納める方法です。

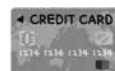
### ③口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

### ④クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納める方法です。

\*過去の納め忘れの保険料については、①または②の方法をご利用ください。



## 保険料が割引されてお得！

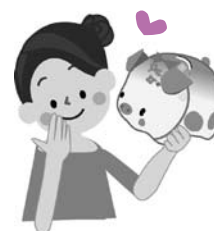
●まとめて前払い（前納）すると、保険料が割引されます。

例) 口座振替をご利用いただいた場合、平成26年度保険料額で

2年前納⇒2年で14,800円の割引

1年前納⇒1年で3,840円の割引 となります。

参考：平成26年度における1カ月の国民年金保険料額15,250円



## 国民年金は終身保障などの利点があります！

	国民年金	民間の個人年金
加 入	・国民の義務として日本に居住する20歳～60歳のすべての人が加入	・個人が自由意思で加入
給 付 の 特 徴	・物価の上昇などに合わせて給付額が引き上げられ、将来に渡って実質的な価値を保障 ・給付は終身、一定限度額で非課税	・自分が積み立てた保険料およびその運用益の範囲で給付 ・基本的には給付は有期、課税対象
給 付 の 種 類	・老齢、障害、死亡（遺族）の全てをカバー	・各個人が選択した種類のリスクをカバー
運 営	・国により運営されており、基礎年金支給額1/2と運営事務に要する費用の多くを国が負担	・民間の保険会社が加入者から集めた保険料により、自社の経営に必要な諸経費も含めて運営
負 担 の 減 免	・支払った保険料の全額が、所得から控除 ・生活が苦しい場合には、一定の条件で保険料を免除	・支払った保険料は、一定額まで所得から控除

# 国民年金は あなたの味方です！

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方には、「国民年金に加入して保険料を納めること」が法律で義務付けられています。「年金なんて…」と思われるかもしれませんが、**国民年金**は、老後だけでなく、“安心”で“お得”な**現役世代**の強い味方です。

## ▶ 国民年金が“安心”な理由

### 国民年金は国が運営！

- 国が責任をもって運営しているので、安心です。
- 基礎年金支給額の2分の1は、国が負担しています。  
(未納のままですと、この国庫負担分も含めて受給できません。)



## ▶ 国民年金が“お得”な理由

### ■ 老後を支える終身保障です！

- 老後の給付（老齢基礎年金）は、終身で受け取れる**一生涯の保障**です。

### ■ 万が一の時も保障されます！

- けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「**障害基礎年金**」が、死亡したときには、残された家族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなど、現役世代の保障も充実しています。

### ■ 社会保険料控除が受けられます！

- 納めた保険料の**全額**が所得から控除されます。

### ■ 年金を受け取る条件が緩和されます！

- 保険料を40年納めることが原則ですが、万が一、納めることができなかった場合でも、**25年**あれば必要な期間\*を満たすことができます。

さらに、この期間は将来10年に短縮されることとなっています。

※ 老後の年金を受け取るのに必要な期間（納付や免除等の期間）です。



## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

### 平成27年度の保険料率は4月分\*から変更となる見通しです

衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が遅れたことから、平成27年度の健康保険料率ならびに介護保険料率の決定も遅れています。このため、保険料率が変更となる場合、例年より1カ月遅れの4月分（5月納付分）\*から変更となる見通しです。

保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、加入者・事業主の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、平成27年度の健康保険料率、介護保険料率は、2月下旬から3月上旬頃に決定する予定です。決定次第、保険料額表を協会けんぽのホームページに掲載し、3月の納入告知書にも同封します。

\*任意継続被保険者の方は5月分（5月納付分）から変更となる見通しです。

### 退職後の健康保険加入のご案内

ご退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの加入先があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択した加入先へお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。 ・退職日の翌日から20日以内に手続きすること。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※保険料には上限があります ※保険料は原則2年間変わりません 詳細は、HPをご覧くださいか協会けんぽへお問い合わせください。	・保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ・離職理由により保険料の減免制度があります。	被扶養者の保険料負担はありません。

#### 協会けんぽの任意継続に加入された場合

被保険者期間	<p>■最長で2年間です。 途中で「国民健康保険に加入する」または「健康保険の被扶養者になる」という理由で任意継続をやめることはできません。</p> <p>ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき</li> <li>・保険料を納付期限までに納付しなかったとき</li> <li>・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき</li> <li>・被保険者が亡くなったとき</li> </ul>
保険給付	<p>■医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。</p> <p>■在職中と同様の給付金（傷病手当金および出産手当金を除く）を原則受けることができます。 ※資格喪失後に傷病手当金及び出産手当金の継続給付を受けるには、在職中からの継続給付要件を満たす必要があります。（任意継続に加入しているかどうかは、要件とされていません。）</p>
健康診断の補助	<p>■健康診断の補助は、ご本人、ご家族とも在職中と同様です。</p>

資格取得申出書は、ホームページからダウンロードできます。もしくは協会けんぽから郵送します。被扶養者となる方がいる場合には、資格取得申出書の他に添付書類が必要になります。

#### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1500（代表）